

令和4年度第7回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

| | |
|-------------|---|
| 日 時 | 令和5年2月16日（木）午後1時30分から |
| 場 所 | 静岡県庁別館8階第1会議室A、B |
| 出席者 職・氏名 | <p>○委員（敬称略、五十音順）12名 秋山信彦※、今泉文寿、岡田令子※、岡村 聖※、小泉 透※、 斉藤貴江子、立蔵洋介※、坂東英代、東 恵子、森下祐一（副会長）、 横田久里子※、吉崎真司（会長） ※W e b参加</p> <p>○事業者等 株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 一般財団法人日本気象協会 前田建設工業株式会社 応用地質株式会社</p> <p>○事務局（県側出席者） 静岡県くらし・環境部 環境局長、参事、生活環境課長他</p> |
| 会議内容 | （仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書 についての審議 |
| 配布資料 | <p>令和4年度第7回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員・事業者等・事務局）配席図 【資料1】1月19日（木）審査会委員の意見等に対する事業者の見解 【資料2】審査会委員の追加意見等に対する事業者の見解 【資料3】関係市町長意見等に対する事業者の見解 （【資料3-1, 2, 3】島田市長意見、掛川市長意見、森町長意見） 【資料4】環境影響評価条例の対象となる風力発電所の規模要件 の見直しについて</p> <p><関連図書等> ・（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書 ・環境影響評価法・施行令、発電所アセス省令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針</p> |

1 開会

(事務局) ただ今から、令和4年度第7回環境影響評価審査会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日の会議の成立要件を確認させていただきます。本日はWebも含め12名の委員の皆様にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席との、本審査の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

本日は、(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業、環境影響評価準備書について2回目の御審議をいただきます。

まず、審議に入ります前に、事務局から一言申し上げさせていただきます。

前回の審査会で会長から、「審査会から評価書に対して意見を言うことはできない」「準備書の審議は評価書のもっとも重要な部分を形成するものである」「審査会で間に合わないことを受けて質問や要請をするので事業者にはしっかり対応していただきたい」という御発言がありました。

本日の資料、例えば資料2の委員の追加意見等に対する事業者見解のうち、例えば4ページ、No.16などでは、事業者の見解欄に「評価書においてお示しします」と記載されております。「このような内容では、どのように評価書に記載されるかわからず、審査会で評価することができない」ということがあります。このほかにも「評価書に記載します」「検討します」などの具体的な内容が示されていない見解も見受けられますので、事業者には委員の御質問等にお答えできるよう、次回の審査会までに間に合うものは資料を御用意いただき、間に合わない場合でも、審査会終了後であっても、速やかに御提示いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

2 審議

(事務局) それでは次第の2審議に移らせていただきます。議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さん、こんにちは。今日は2回目の審査になります。次回が3月にもう1回しかございませんので、今日が一番中心になるかと思えます。我々、専門の審査会ということですので、今日、事業者と色々なやりとりをさせていただく中で、場合によっては次回までにいろんなことをお願いすることもあるかもしれません。その辺も踏まえて進めていきたいと思えますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは前回からの引き継ぎで、アセス審査会の委員からの追加の意見、それから関係市町長からの御意見をいただいておりますので、それに対する事業者の見解の説明から始めさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

(事業者) 事業者でございます。株式会社シーテックと申します。先般1月19日には大変お世話になりました。ありがとうございました。

その中で御意見を賜った内容につきまして本日、お答えできるところ、もしくはお答えしていく方向性が決められてきたようなところ、それから前回お出しできなかったようなところでお出しできるものについて整理してまいりましたのでこれから御説明させていただきます。

今、会長の追加の御意見といったお話と、あと市町長の御意見、というのも出てまいりましたので、これについても、非常にたくさんの中身がありますから、少し事業者の方で選別させていただいて、お答えさせていただこうかと考えています。この点、どうぞよろしく願いいたします。

まず追加の御意見としていただいた、景観に関わるところは。

(会長) すみません、資料2ですね。

(事業者) 資料2が、追加の意見として、いただいたところでございます。

(会長) 何かございますでしょうか。

(事業者) ここについては書かせていただいておりますけれども、ポイントとしては、地形と地質や土地の安定性に関わる御意見も、この状況ではいただいておりますということと、それから一番最後の方になりますけれども、景観に関わる御意見、これはNo.20からNo.23までですかね、大きく前回と変わってきているということでここについて回答させていただくということが一つ、それから前回1月19日に委員方からいただいた御意見、これは資料1に整理させていただいております。この中でもやはり当日、議論させていただいた土地の安定性に関するお話、ここについては例えば、資料2のNo.11番とかNo.13とかNo.15が該当してくると理解しているところでございます。それから審査会の皆様からいただいた御意見の景観を合わせてお話しさせていただきます。

それ以外にですね、大きなポイントとしては、クマタカに関わるお話を御意見いただいておりますので、お話しさせていただければと思っております。

今のところ、3つの中身について少しまとめたお話をさせていただきます。一つは、土地の安定性に関するお話になりますが、これはNo.11とNo.13とNo.15に関わるところでございますけれども、これは、別添資料Q11になります。

(会長) A3版の資料ですか。

(事業者) はい。ここから御説明していきますけれども、A3版の資料で、2枚あるかと思えますけれども、上に平面図、風車を立てていただくことを考えている平面図、その図面の下側に地盤の標高、それから地質の柱状図、少し小さく見にくいので、これは別途お配りさせていただいてあります別添資料Q11を見ただくと、風車の基礎を設置させていただくとこのボーリング柱状図とコアの写真集、同じように土捨て場として計画しているボーリング柱状図とコア写真集、それからもう1つは、管理用道路についても同じような調査をしているということで、こちらについてもボーリング柱状図とコアの写真を実は先ほど申しました2枚に張り付けようと思ったんですが、うまく貼りつかなくて、どうしても小さくなってしまいますので、別添として用意させていただいたところでご覧になって、地質調査もそこそこ進めてきたということから、山の成り立ちについてわかるようなものという整理をさせていただいたところでご覧になります。これ1点、御依頼されていたものだというので、風車事業でありますので、風車間も非常に距離が空いたりしていますので、適切にこれを並べた評価ができていますかどうか、若干、隙間が空いてしまったりするところがございませぬけれども、山のなりを見るということですので、この統一の仕方をさせていただいているということです。

それから、別添資料Q11に、ボーリング柱状図がありますけれども、こちらについて前回、御質問いただいております、クライテリアを統一してしっかりと評価をして、責任のある人の目で見たと評価を書きなさい、こういう御意見をいただいておりますので、今回その中身についてもきちんと見直しをさせていただいて御提示させていただくといた土地の安定性に関わるものでございませぬ。

それから土地の安定性でもう1点追加でお話しさせていただきますと、別添資料Q13、15の、A4のカラー刷りの表裏のものです。これは準備書の方にも掲載させていただいておりますけれども、赤色立体図の微地形解析をやっているよという御説明をさせていただきました。

ここについてきちんとやっていますという説明と、合わせてこれだけではなく、もう1枚、A3の別添資料Q13と15といったところに、AHP表を用いた地すべり活動評価というものについても取り組まさせていただきます事例を今回、添付させていただきます。こちらについては、もう一つ添付資料として御用意させていただいた、一番最後にあります添付資料Q13、15、地すべり活動度評価手法マニュアル(案)と書かれているこの中身について現地での手法を用いて評価をさせていただいているということで、赤色立体図の中で危険度が少し高いのではないかとというふうに表示されておりました12号の風車についてこの手法を用いての評価を今回、御紹介させていただくといたことで、まずは御用意させ

ていただいたところでございます。

すみません、土地の安定性について御質問いただいたところ、それから今わかっている、やり方としてこのようなことを考えているといった御説明をさせていただきます。

それから、お手元のA4の別添資料Q3の(1)から何枚かたくさん付いている図面がございます。これも委員方から御質問いただいておったところで、道路をどこにつくるのか、どこの道路が新設で、どこの道路が改修なのかというのを明示してほしいと、それに合わせて、そこにどのような法規制の網かけがなされているのか、ここについてもわかるものにしてほしい、ということで3、4枚付いておりまして、そのあとに別添資料Q3(6)から、準備書でもお示している造成計画図のところに、先ほどの網かけされている法的要件を重ね合わせた図面ということで、今回御用意させていただいております、この後の例えばQ3(7)、(8)、(9)と続いていますけれども、それぞれの事業計画予定地のところで、どのような法規制がなされているのか、そういったことをみていただけるように御用意させていただいたところのものでございます。大半が網かけから外れているところに風車事業地が設置されていますけれども、道路などにつきましては、ここの網かけされているような法規制の適用されるようなところに設置されている、もしくは設置されているものに改修をさせていただく、もしくは新たに作らせていただくところです。こういったところにつきましては、静岡県であったり、所管部署と、林地開発協議申請とか、盛土対策法に基づく申請とかをさせていただいて、計画の妥当性も評価していただき、対応策について御協議いただいくということになろうかと事業者は考えているということでございます。

(会長)途中で申し訳ないんですが、発言してよろしいですか。我々委員会が求めているのは、こういう資料を出してほしいということだけを求めているのではなくて、我々が審査をする際に、検討する資料が足りないのもそれは出していたいただき、そのうえで、どういうことが影響を予測されて、今まで準備書の中で出してきたものが、具体的にどういうところがどうだったのかというのを検討した話をしていただきたい、というのが我々の本心なんです。こんな資料を準備しましたというのは見ればわかるのでその中身を教えていただきたいんですが。

(事業者)はい、かしこまりました。まずは、どういうものを用意したかということだけお答えさせていただけるとして御用意させていただいたところと、あと、これをまとめている最中でございますけれども、結局は山でものを作らせていただく場合というのは、水の処理をどのようにするかが最大の決め手にな

ろうかと思っています。私どもも、こういう構造物を作らせていただいた経験も長きにわたって持っていますので、いろんな法規制があるなかで、やはり水をどのように処理するかといったところをきちんと評価できることをさらに取り組んでいかなければいけないと思いますし、これはほかの法規制のこともありますので、所管部署様と御協議させていただきながら、そういう形でやらせていただくと考えているところでございます。

(会長) はい。わかりました。

(事業者) ありがとうございます。それから少しクマタカの話だけ飛ばさせていただいて景観に係るところで御心配いただいているところが多々あるということで、まずは表現について、少し変えるべきではないか、もっと分かりやすい表現を使って、このポイントとなったところから何がどのように見えてどういう評価になるのかといったことを具体的に書くべきという御心配をいただいているところで、ここにつきましては、別添資料Q21 から 23 と書かれているところ、ここで分かっている範囲のところは一部を修正させていただき、記載内容については少し細かく書かせていただいたところを見ていただければと思っております。

あと八高山のどこから撮影したんですかという御質問もありましたので、ここについては、別添資料Q21 の図の 1 番というところでお示しさせていただいているところでございます。

土地の安定性、それから景観に関わるお話について、かいつまんで説明させていただきました。

次はクマタカについて御心配をいただいているところについてお話をさせていただきます。

(事業者) クマタカ等動植物に関しまして、御説明させていただきます。

まず前回の質問の中で委員から、昆虫類の■■■■■■■■■■の件で、どういったところで採れたのかという情報は、今日は資料はございませんけれども、別途情報は委員に届いているということですのでよろしいのでしょうか。その点だけ確認させていただきたいと思ひまして。はい、ありがとうございます。多分、委員の方からは、何かしら、調整してほしいということがございましたので、また何かしら意見があるということでお待ちしたいと思っております。

まず、資料2の動物で御意見いただいております。委員それぞれから、いろいろいただいております。クマタカの件では、大きくは、行動圏及びその内部構造といったところが問題になって、皆さんの知りたいところだと思うんですけども、申し訳ございません、今日の資料として間に合っておりません。この審査

あとは今後の方針というところで、資料2のNo.11番では、委員からアセビの植栽を施すことによりというところで、御意見をいただいております。シカへの食害に対する影響等ですね、そういったところも、今後の検討課題であると認識しておるところでございます。

あと資料2のNo.18、19のところ、保全措置が検討されていない印象を受けますという意見をいただいております。ここについては、前回の委員会の中で、今のところ考えられる環境保全措置ということで、もう一度資料として提示させていただいて、評価書においてはお示しさせていただきますと記載しておりますけれども、事例として、御提示させていただきたいと思っております。

かいつまんで御説明させていただきました。以上でございます。

(会長) よろしいですか。事業者の追加意見に対する見解は以上とします。市町長からの方はいかがいたしますか。

(事業者) はい、市町長からそれぞれ御意見をいただいております。これも非常にたくさんいただいているところ、審査会で審議いただいている内容も含めておりました。特に水に関わる御質問が各市町長から出ているかと思っております。ここにつきましては、飲料水の供給施設に影響はないものとして、予測・評価をしていますし、実際にそのようになっているんですけども、山の水を、沢から取られて生活水に利用されている方もいらっしゃるということもあらかじめわかっていましたので、各御家庭に利水調査という形で、その結果を教えてもらうようお願いして、それを取りまとめています。ここについても影響がないように、事業計画を策定するといった御説明をさせていただいているところであります。が、やはり飲み水に関わるようになりますので、各市町長からは、慎重に、工事前、工事中、工事後の飲料水の調査をやりたいという御意見をいただいておりますので、これから調整させていただきたいといった回答とさせていただきます。これは、各市町長のほぼ共通した意見だと理解しているところでございます。それ以外には審査会で御意見をいただいている内容がほとんどではないかと思っております。

切実な御意見として、今年の台風で、非常に土砂崩壊が増えている場所がたくさんあり、地元のことをよく見てほしいという意見です。これは地元の皆様から、それから市町様からも言われています。私たちがもしもこの事業をやるにあたって、いろいろ土地を造成させていただくことがありますけれども、そこが土砂崩壊の引き金となるような造成工事にならないように、十分に配慮させていただきたいという御意見をいただいております。ここにつきましては、先ほどの土地の安定性も含めて、行政との調整も踏まえたいうえで、適切にやらせていただきたいというお答えをさせていただいているところでございます。

(会長) そうすると、市町長からの御意見の大半は、我々審査会からの意見と重なる部分が多くて、特に出たものとしては、水に関する、飲料水も含めた水質、それから山から出てくる水資源の涵養の問題、それから台風等に伴う土地の安定性に対する懸念というのが特に出ているという理解でよろしいですか。

(事業者) はい。御理解のとおりでございます。

(会長) はい、わかりました。それでは、事業者からの見解をお示ししていただきましたので、委員の皆さんから、前回の追加意見についての確認、それから追加の質問等あればよろしくお願ひしたいと思います。

今日もたくさんありそうなのですが、予測・評価の項目の順番でいけば地形・地質・土地の安定性と思いますが、よろしいですか。

(副会長) 土地の安定性の中で私が質問した部分についてお尋ねします。資料をつけていただきましたけれども、私のもともとの質問の中の 하나가、泥岩と頁岩のクライテリアを記してくださいというものなんですけれども、資料の中には書かれていなかったもので、まずこれをお尋ねしたいと思います。

(事業者) では、御説明いたします。泥岩と頁岩につきまして、最初ボーリングの調査を始めた時点で、まず土捨て場の調査から始めたわけですけれども、その時のボーリングコアが、細粒分を中心とする固結した岩石、その中で、特に割れ目が少ないと申し上げるのは、割れ目のピッチがだいたい 20cm から 50cm ということです。そういった岩石をまず観察しました。その後、調査が進んでいくに従って、それよりもやや割れ目の間隔が狭いものといいますか、数 mm から数 cm 程度の岩がたくさん出てまいりました。そういったもので、どちらも細粒の成分、つまり泥質岩ですから 256 分の 1 mm 以下のそういった粒子でできている固結岩だと、ということで見えていたんですけれども、そういった割れ目の多さ少なさでまずは、1 回、分けています。それで、いずれボーリングが進んでいくに従っていろいろなものが出てくるだろうというような予想もしておりましたので、最初の段階ではそういう割れ目の少ないものを泥岩としておりました。

つまりボーリングのコアの区分でいきますと、3 未満ですね、つまり 4 とか 5 に当たるものは頁岩というふうにしておりました。ただ実際に、露頭等で観察しますと、そういったものが綺麗に層状として区分できるものではなくて、結構、露頭としても一体化して出てきているものがありましたので、基本的には割れ目はコアの観察の、割れ目間隔の部分に任せるということにしまして、名称はすべて頁岩ということで統一しました。以上でございます。

(副会長) わかりました。そうすると最初、泥岩とされていたものも今、頁岩になっているということなんですね。

(事業者) おっしゃるとおりです。

(副会長) むしろ頁岩より泥岩の方が一般的な名称だと思うんですね。なので、泥岩としておいて、記載のところにいる。それと先ほど言われた割れ目というの剥離性というのとまた違うのですか。

(事業者) 剥離性ということとは少し違います。それで、基本的には同じ方向で、あるいは層理に沿って割れる場合もかなりあるんですけども、そうではなくて、要は、フレーク状というよりはサイコロ状と言いますか、つまり粒々としてスレーキングのように割れてくるような泥岩もございます。

(副会長) 成因まではわからないかも知れないんですけども、その続成作用によってそれができたという感じなのか、あるいは、もう少し断層のような、破碎帯に近いようなものという意味では、どちらが多いんでしょう。

(事業者) 基本的に、頁岩ですと委員がおっしゃられたように続成作用だと思うんですけども、それだけで片付けられない、つまり構造運動の影響を受けているようなものも散見されます。ですから、本来そこは、よく形状から分けるということもできるのかもしれませんが、今、ボーリングコアで見ると限っては、その区別があいまいな部分もありまして、今は頁岩という名称で統一しています。

(副会長) わかりました。私は、泥岩としておいて、いろいろ記載する方が正しいのかなと思うんですが、今これを頁岩と統一されて記載もされているようですから、それはそれといたします。

それから、もう一つ私のお尋ねしたこの柱状図を標高を合わせて表示したらどうでしょう、ということについて、書いていただいたんですけども、確かに横幅がかなりあるので、私の最初の趣旨は、ここにその柱状図を書き込んで読めるようにするという意味です。割に近い範囲ですと、それで実際に比較できるものですから、そういうことを申し上げたんですけども、これは、A3では、中々難しいと思いました。そういう場合、高さだけ合わせて横を詰めるというやり方もあるかもしれないですけども、今、正確に示すのは難しそうですね、これはこれで、わかりました。実際には断面図を作るときは、大きな図で作業されると

思うんですけども、ボーリングが近いところに固まっているようなところは、それができそうなところもありそうですね。そうすると柱状図に、この準備書に最初に砂岩とか頁岩とか書かれている中で、共在しているものがあって、柱状図とこちらの準備書の色の塗り分けとが違うところがあるんですね。説明として共在していると書かれているものをこちらも層として書いてしまっています。そのあたりも、統一が、できていないのかなと思いますので、実際にはそこをもう一度、考え直してほしいと思います。

たくさん、ボーリングがありますので、次までに出してくださいとは言いませんので、ぜひ、今、私が申し上げた考え方で整理していただきたいと思います。

(事業者) ありがとうございます。

(会長) はい、ありがとうございます。大丈夫ですか。

(委員) 12号機でしたか。付近の地すべりの資料を御提示いただきまして、特に地形図と移動体を重ねた図を出していただいたので、どういったものを想定しているのかというのがよくわかりました。

それで地すべりの状況がわかったので、あとは実際に計画する段階においては、この地すべりが活発化しないように十分に御配慮をいただきたいというふうに思います。

それで、一つ質問なんですけど、今回、風車を置く地点の地すべりの状況というのはわかったんですが、管理用道路であったりとか、あとは残土の置き場周辺の地すべり地形の存在というのは御確認をされているのでしょうか。

(事業者) はい、続けてお答えいたします。特に盛土と言いますか、残土処分場につきましても、斜面に過重をかけるということもありまして、地すべりあるいは表層崩壊が起きそうな土質、そういうものがあつたときには、被害につながるということは重々、承知しております。ですから、そういったものを計画している地点については地形の調査を行っております。

それから道路につきましても同様でして、やはり同じように地すべりですと、末端を切ると、上方斜面が不安定化するですとか、あるいは含水堆積物が多い所に排水が集中すると、それが崩壊するということがございますので、そういったところも、道路沿線の地形を見ながら、私は地質からのコメントということで、そのあたりの話をしております。ですから一応、チェックはしております。

(委員) そうですか。今おっしゃられたように、地すべりの末端を道路の拡幅に伴って切ってしまうと、斜面を不安定化させてしまうと思うので、道路の計

画にあたってはぜひ、そのあたりも十分注意していただいて、もし不安定化しそうだということになれば、対策をしていただくということも必要なのかなと思います。

(事業者) ありがとうございます。

(会長) よろしいですか。私の方から教えていただきたいんですが、今、委員からの質問は、私は専門家ではないのですが、もう少し具体的にどうなのかというのを教えていただきたいんですが、前回から資料を提示していただいて、どこに管理用道路が通る、もしくは新設される、改良されることと、砂防指定地とか、崩壊土砂流出危険地区とかの関係は非常によくわかる様になりました。その結果、具体的にどこがどう懸念される場所として新たに抽出されたのか、それとも準備書に最初に記載されたところの予測評価の中身はほとんど、これを作ったとしてもなんら変化はなかったのか、もしくは新たに考えなければいけないような、検討しなければいけないような場所とか、そういうところが具体的に何か抽出されたかどうかを教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

(事業者) お答え致します。今回、準備書のところでいろいろ御指導、説明させていただいたところなんですけど、今回の地形、地質関係の調査が進んでまいりましたので、具体的に、ここが危ないと言うのは、特に我々は風車敷が重量構造物という認識でおりますので、そちらについては、詳細に、当初の計画段階から注視していかなければいけないというふうに考えておりました。

それから管理用道路と発生土流用盛土においては、特に既設の林道等がございますので、そちらについては、露呈しているところも確認はできますので、もともと考慮すべきところというのは比較的分かりやすいのかなというふうに考えております。

一方で、今回新たに新設で管理用道路として、計画させていただくところについては、これからの地質調査もまだ継続で実施していくところもございますので、そういった目を気にしながら、今後どういうふうに考慮していく必要があるのかというのは整備していく必要があるのかなと、考えております。

(会長) なるほど。そうすると、現時点で準備書に記載された内容に特に変化はないと思ってよろしいですか。例えば、今日いただいている別添資料Q3の(9)管理用道路、砂防指定地、土石流危険区域、地すべり危険地区というのがございますが、例えば、砂防指定地にもなっているし、土石流危険区域にもなっているし、地すべり危険区域にもなっているところに、この発生土流用盛土というのがこれだけでき、管理用道路もでき、というのをパッと見せられると、大丈夫なん

でしょうかと、本当に、と感じてしまうのですが、これは実際に専門家から見ると、すべてクリアできると、対策によって、影響は排除できると、理解をしてよろしいんですか。

(事業者) はい、当初から、計画する段階で砂防指定地であるとか十分留意していくということと、後はこちらについては県の指導のもと、適切に行っていく必要があるというのは、理解しておりますので、御指導を仰ぎながら、事業の計画を進めていきたいと考えております。

(会長) 今日の最初のところで、市町長から、特に懸念事項として、水の問題と土地の安定性について懸念、意見書としては特に挙がってきているので、我々としても去年の台風のこともありますし、それから伊豆山の土石流の件もございしますので、特に注意してあたっていただきたいという気持ちがあるんですが、今のお話を聞くと、これだけのいろんな法令等で地域が指定をされていて、心配はするんだけど、住民の方が心配されているようなことに対しては万全を今のところでは期していると、そういうことはほぼ起きないであろうと理解して構わないというふうに我々は理解しておいて大丈夫でしょうか。何度も念を押して申し訳ないんですけど。私が今まで経験した中でも、これだけ砂防指定地だの土砂流出の土地がかぶっているような土地が、あんまり経験がないので、よほど脆弱ではないかと、思ってしまったので余計に質問を何度もさせていただくんですが。現時点で、さらに検討が必要な場所とか、そういうところもないんですか。今まで当初からそういうことで考えてやっているのも大丈夫というお話しなんですけど、現時点でこういうところが懸念されそうだとか、そういうところはもうないと。

(事業者) 御質問ありがとうございます。ここの部分って、非常に、今おっしゃられたようなものが重なっています。他の法規制から組み合わせて行くと、どうしてもここ以外に、こういったところを求める土地がないというのが正直な意見です。

(会長) はい、事業者から見ればですね。

(事業者) はい、あとは、実はここの道路というのも、新しくここ作らせていただくところもあるんですけども、ここも今、現況、道路がないところに一部作らせていただいて、なおかつここに残土処理場を設置させていただきたいということを考えていますけれども、これは、同じ図面は、地元の皆様にも御説明してありまして、やはり地元の皆様の御意見として、先ほど申しましたように、自

分たちの生活用水であり水をとっているところの上部にこういった土を置くということについて計画として作ってくれてあるけれども、本当に大丈夫か、絶対大丈夫か、100%大丈夫か、という御質問は常にいただいているところであります。絶対かと言われる質問に対して、絶対ですとは私ども技術者の端くれとしてそう答えることはできないですので、できる限り災害が起きないようにするということで、現在のここについて、再度見直しを実はかけさせていただいております。もっとこの規模が縮小できないのか、道路線形がもう少し変更できないか、つまり開発をもっとタイトにできないか、といったことも含めて、実はやらせていただいております。しかしながら、こういう土地のところをすべて迂回することは、おそらく不可能となりますので、その点については行政とお話しをさせていただきながら、どういう基準でどういうものを作っていく、例えば先ほど水の処理と言いましたけれども、ここは牧之原のデータを使って計算するようになってますけれども、本当にそれが適切なデータとして使っているものかどうか、といったところも御協議させていただきながら、私たちがここへ作らせていただいたことが引き金で地元の皆様に御迷惑をかけないというのが私どもの考えになりますので、そこは重々考えて、もしかしたら今、書かせていただいておりますけれども、行政の指導で、この盛土はいかかなものかということになってまいりますれば、新たな土地を考えなければならぬ可能性もゼロではありません。そこは真摯にやらせていただこうと考えているところでございます。

(会長) はい、よろしく申し上げます。私がお願いしたいことは、例えば森林法とか林地開発許可というのは、基準があって、事業者がその事業においてそういう基準をクリアをすれば許可しなければいけないという法律なんですね。基本は。ところが環境アセスはそうではなくて、例え、行政がつくった基準を超えていたとしても、事業者がそれ以上の努力でさらに基準を上回るような対応ができるのであれば、その事業者の努力の部分を、我々は環境影響評価として、審査会としてはちゃんと見させていただくという考えでやっているつもりですので、利益をなしにしてというところまでは全く要求しているわけではないんですが、事業者として先ほど申しましたように、地域の方々の安全性というのを考えて、ここまでは、十分基準を超えてでも御努力できるという事であれば、ここまではぜひ、御検討をいただければという気持ちでおりますので、よろしく願いいたします。

(事業者) ありがとうございます。そこが地元の皆様にこういった事業を御理解していただけるポイントになろうかと思っております。すべてにわたってではないかもしれませんが、ポイントが絞られてきましたので、こういうことにどの程度我々が対応することで少しでも皆様の不安を払拭できるかについては、し

っかりやらせていただきたいと思います。

(会長) それは水質とか飲料の方も同じですね。

(事業者) 一緒でございます。同じ御質問になってくるかと思えます。

(会長) よろしく願いいたします。それでは地形、地質、土地の安定性の方はよろしいですか。次に行かせていただきます。次、景観、人と自然との触れ合い活動の場、よろしいですか。

(委員) 事業者にお伺いしたいのですが、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況についての環境影響評価が、先般の審査会でもこれはハイキング記録ですよ、というお話をさせていただきました。その後、事務局を通して、これは、今までの環境影響評価と比較しても、まだまだ、初歩と言うのか、環境影響評価されていないと思います。書籍ですとかインターネットとか、そういったところで、御照会させていただき、ここまでに評価されてくるものだと思っていたんですが、この度、出てない理由をお聞かせください。

(事業者) 気象協会ですが、委員から前回の審査会で、御意見をいただき、文書でもいただきまして、内容を検討させていただき、八高山の例として、お示した内容を案として考えておりました。

(委員) おそれいりますが、前回、審査会の中で申し上げたのは、この評価というのは、記録であって分析されてないんですよ。今、いろいろ出てきて、状況だけのデータだけ出して下さっていますが、この部分については評価手法に則っていないので、まずは、評価手法に則った資料を出してくださいということをお願いしました。しかしながら全然出てこないし、お問い合わせもなかったもので、今日に至ります。次の審査会が3月なので、そこまでに出示していただかないと。ここは、御存じだと思うんですが、ハイキングコースだったり、様々な人と触れ合いの利用があるので、風車を事業実施されようとしていらっしゃる方たちなら余計わかると思いますが、500m以内に建設がされたりと、かなり大きな影響が出ると思いますが、そのことについては、どのように事業者としてとらえて、その影響評価を行いましたか。

(事業者) 委員がおっしゃられることは重々承知しておりまして、前回の御意見と文書で出された御意見と、少し勘違いしているところもありますので、他事例も参考にしながら、できるだけ次回に修正したものを出示させていただきたいと

考えております。

(委員) 1ヵ月しかないんですよ。できるのですか。このいただいている資料なんですけど、撮影日時も記載していませんし、主観的な、推測されるというような文言も入っております。私が申し上げることではないんですけども、こういった影響評価というのは、文献調査や現地調査など、聞き取りも含めて、丁寧な調査項目を立て、そして基本的な手法で、きちんと影響する地点をプロットしていただきたいです。それに対する利用状況と周辺状況の快適性というんでしょうか、その指標、調査手法があるのですが、その辺が全くなされていなくて、どのようにお考えになっているのかと思って、困惑しています。利用性の変化、快適性の変化というようなこと、例えば工事施工ヤード、工事用道路からの距離、今回は景観では出てきているんですが、対象道路からの最短距離とか、そういったところ、全くこの一覧として普通は表記され、そして評価されるものだと思います。そして改善措置がどのようにされるかということ、事業者として考えられるのが、全くないので、どのように考えられているのか、再度、聞きたいと思います。

(事業者) はい。

(会長) 今、委員の方から出た意見は、資料1の一番最後 No. 26 が「人と自然との触れ合いの活動の場」の委員からの御質問なんですね。そこの最初の行に「主要な人と自然の触れ合い活動の場の状況の環境影響評価についてはもう少し検討し直してほしい」というのが最初に出た質問です。そのあと、前回の審査会後に、資料2の4ページ No. 24 に同じように「現在の記述は主要な調査10地点とし、各ルートの現地踏査記録であり、風力発電建設事業の環境影響評価はなされていない」と、委員としては、この準備書がそういうふうに見えるので、先ほど言ったマニュアル、そういう方法もあるとお聞きしているの、それに従ってしっかりと予測評価をしたうえで、どこにどう保全措置をとらなければいけないのかということまでをしっかりと報告してほしいというお願いだったかと、理解しております。それについて、まだ返事をいただいていないという見解だと私は認識したんですが、それでよろしいですか。

(委員) はい、そうです。前回の審査会でわからなければ「事務局を通して御質問してください」という話をさせていただきました。それは、決して反対しているわけではなくて、きちんと環境影響評価をされて、どのような改善措置を取るかということの証明がされて、それが適切かどうかを私たちが判断させていただいて、そしてこの環境影響評価が整うという形なんですね。ですので、趣旨を

取り違えたというには、時間があまりにもなさすぎるのではないかと思うのですが、その辺、どのように考えられますか。

(事業者) 不十分なことになってしまいまして申し訳なかったです。まず次回まで、限られた時間ではあるんですけども、どこまでやりきれんかは1ヵ月、次回までというところではあるんですけど、可能なかぎり改善したものを、検討してお示しできるようにしたいと思っております。

(委員) 水問題では、住民の方たちから多くの意見をいただいているという御説明がありました。これはもちろん、その住民の方たちもそうだと思いますが、利用者が多いことからすると、その方たちから、「一体何であんなところに建てたんだ」という話しになってきます。そういうことを踏まえて、丁寧な、ヒアリング、調査を行ってください。本来だと利用の多い時期が望ましいのですが、この1ヵ月に限られてしまうと、本当に限られた情報だと思うのですが、丁寧な、真摯な姿勢で、情報収集し、評価書を作ってください。

(事業者) 現地での再確認とか、どこまでやれるか時期的なものも含めて、何らかの改善したものをお示しできるようにしたいと思っております。評価書までの中で再度、現地ということもあるのかもしれませんが、現段階では難しいこともありますので、少なくとも今ある材料の中でのまとめ方を最低限、もう少し検討させていただきたいと思っております。

(委員) お願いします。

(会長) 私からのお願いですけれども、委員からこの風力発電機建設における人と自然との触れ合いの活動の場の調査手法を用いて環境影響評価を行ってくださいと書いてありますので、もう一度この調査方法を御確認ください。次回の審査会までに、揃えられるものについては揃えていただいて、御検討結果を次回御報告いただき、揃えられないものについては、今後どういう方法で調査や資料収集をすればよいかというところまで御検討ください。場合によっては評価書までに追加調査等をしていただいて、その結果を評価書に記載していただくというようなことになるかもしれませんが、その辺のその見通しを含めて、次回、御報告いただければ良いのかと思います。そんな感じでよろしいですか。

(委員) 文章が読み切れなかったのか、私の伝え方が悪かったのか、わからないですけれども、基本的な調査手法があるので、それで、進めてください。会長がおっしゃったとおり、是非お願いしたいです。

(会長) もし不明な点があれば事務局を通して委員の方にお尋ねいただくような形でも、構わないんじゃないかなと思いますので、ぜひ、その点よろしく願いします。

(事業者) その辺も含めまして、今、会長が言ったような方向で検討させていただきたいと思います。

(会長) はい、よろしく願いします。続いて景観の方はどうでしょうか。

(委員) おそれ入ります。景観よりもかなり影響が高いのが人と触れ合いの場なんです。景観に対しても、この写真の八高山の影響評価をしていただきたいという話をさせていただいているんですが、もう少し、人と自然との触れ合いの活動の場の周辺環境の評価をしていただきたいです。

資料としては、景観の方は、整えられていると思っております。よろしく願いします。

(会長) 現時点では、人と自然との触れ合いの活動の場の方の影響に対する中身がまだ十分でないということですね。

(委員) 全く出来てないと言っても、おかしくないと思っております。

(会長) その点をぜひよろしく願いいたします。では、大気汚染、水質、騒音、振動などで、委員や他のWebでの御参加の皆さんから何か御質問がございますか。はい、お願いします。

(委員) 追加の質問のところに書かせていただいたんですけども、一度かなり前に野守の池について言及をして、そこもやはり、憩いの場になっているので、その水質についてももう少し調査をした方がいいんじゃないかというようなことを書きました。その時の回答が、「影響がないものとする」というふうにバッサリと切られてしまっているんですね。でも最初の時に水の処理とか、そういった水の重要性を、かなり認識されているはずなのに、なぜその野守の池だけは、調査地点に入れてもらえないのか、かたくなに影響はないとするのか、私はその理由を知りたいです。濁水は流れないにしても水の量ですね、環境影響評価の一因としては水の量というのはかなり重要だと思っています。そういったことにもかかわらず、野守の池は調査地点に入れてもらえない具体的な理由を教えてくださいたいと思います。

(事業者) 御意見ありがとうございます。まず水質・水量の件ですね、水量が変わるからという御意見だと思いますが、準備書の本編1/3の653ページを御覧いただけますでしょうか。

この水質の現地調査位置を示してまして、水質の調査地点と、あと対象事業実施区域、あと河川や池などがあります。対象事業実施区域に関わる集水域ということで、それぞれ色別に示しております。野守の池が上の方に書いていますが、この対象事業実施区域で影響がある集水域から外れておりまして、水量としても変わらないということで調査は不要ではないかという考えです。

(委員) 今の回答で、水量としては変わらないと、なぜ断言できるのか、私は不思議でならないのですが、水源から離れている以前に、多くの水があり、そこで人々が釣りをしたりしているんですね。そういう水資源のあるところなのに、なぜそうかたくなに違うんだと言えるのか私は納得がいかないのです、御回答いただけるでしょうか。

(事業者) 野守の池の主な水源というのは、野守の池の北側の山から主に水が来ているようなんですよ。対象事業実施区域の関わる集水域、この色のついた範囲を外れていまして、完全に水の収支とあまり関係ないという考えです。野守の池の北側の山から水が流入して、南東部の緑色の線の入ったところから、水が出ているという、現地を確認した結果そうなっています。よろしいでしょうか。

(委員) 了承しかねますが、わかりました。そういう考えということで、納得いたしました。

(会長) 評価書に、記述したらいいんじゃないですか。野守の池は、確かにあの辺では大事な場所というか、多くの人を訪れる憩いの場所で、確か冬鳥も渡ってくる場所でもあるので、地域にとっては「こんな近いところにあるのに何で野守の池は評価されないの」となってしまいます。野守の池に流入する河川がないとか、今のところ今回の事業地から流入するような状況にないとか、この野守の池の水位はこういうところからの河川によって維持されているとか、なぜ、野守の池が除外されるのかというのを、水文的というのか、お示しをしていただいたうえで、そういう理由だから、今回の事業実施の影響は受けない、ということを書いていただければ、今の委員のような質問は出ないと思います。普通に考えれば野守の池は、人と自然との触れ合いの活動の場としても、大事な場所だと思うんですが、あえてそういうことであれば、少なくとも水位を保つとか、水質に関しては、こういう理由で影響は考えられないということを書いていただくとい

うことが必要かと思えます。

委員、どうでしょう。水文のことなのでお聞きしますが、そういう表現で大丈夫でしょうか。

(委員) 私はここの池の水源のことは全く分からないんですけど、実際はポンプで水を引いているんですか。

(事業者) ポンプではなくて、自然流で、北側の山から雨水が流れていくような感じですか。

(委員) 河川があるんですか。

(会長) 河川から流入して来るといえることですか。

(事業者) そうですね。北側の河川から流入しますが、主な水源は地図に載っていません。

(会長) 載ってないほどの小さな河川からの流入。

(事業者) はい。

(委員) 後は、湧水の影響とか、そういうのはないんですか。

(事業者) 湧水はないと思います。

(委員) そうですか。今の資料だけでは、そういった水文環境がよくわかりません。

(事業者) もともと、右側にある大井川から蛇行していた流れが堰き止められてできたような池なんです。河跡湖とか言いますが、そういった経緯でできたものです。

(委員) 先ほど、会長が言われたように、野守の池がどうして影響がないのかというのを、示していただけるといいのではないかと思います。

(事業者) 評価書で記載を検討させていただきます。

(会長) この付近のいろんな自然観察をやろうとすると野守の池は、必ず挙がる場所です。それくらい地域では親しまれている場所なので、なぜそこが除外されているのかということ資料を添えて記述していただければよいかと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

他に何か質問や確認がございますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員) すみません。先ほど評価がされてないということで、そこに集中してお話しさせていただいたのですが、掛川市長からも、人と自然との触れ合いの活動の場ということで、資料3-2の3ページの景観、4ページに人と自然との触れ合いの活動の場ということで大変重要な場所であるということが表記されています。ぜひ、そういったことを踏まえて、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(事業者) 御意見、市町長意見にもありますので。ぜひ、対応させていただきませう。

(委員) 適切な環境影響評価を行ってください。

(事業者) はい。

(委員) よろしく願いします。

(会長) はい、ありがとうございます。Webで御参加の委員から何か御質問は特に挙がってないですかね。

それでは、長時間になりましたので、10分ほど休憩をさせていただいて、午後2時55分から、再開をさせていただきます。よろしく願いします。

<休憩>

(会長) 審議を再開させていただきたいと思います。地形・地質や土地の安定性、それから景観、人と自然との触れ合いの活動の場等々については先ほど質問がほしい終わったかと思っておりますので、動物の方、特に猛禽類について、スタートさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員) いくつもありますので一つずつお答えいただこうと思うんですが、まず■■■■ペアの行動圏で、2022年10月に静岡猛禽研究会のメンバーからクマタ

カの幼鳥を目撃したというお知らせをいただいているんですけども、調査者、事業者は、確認されていますか。それから、もし目撃されているようでしたら、御存じの状況を教えていただきたいと思いますんですが、なぜ審査会へその報告をいただけてないのか、また1月の静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会でも、そのお話が出てなかったと思うんですけども、その理由も合わせてお聞かせください。

（事業者） はい、ありがとうございます。今、委員、2022年9月という御発言ですか。

（委員） 10月29日だそうです。

（事業者） はい、ありがとうございます。今、継続的な調査ということでは、続けてはおるんですけども、2020年1月から開始しまして、準備書には2022年2月までの情報ですけども、2022年9月まで実施しておりました。9月まで実施したというところは、3繁殖期を実施したというところもあって、またクマタカが巣立ちをして、幼鳥が巣から飛び出してくる機会が多いのが8月とか9月というところが多かったものですから、それを確認したうえで、いったん終了してみようかというところで、昨年は9月まで実施しておりました。その段階では、■■■■での確認はなかったですが、また今年2023年1月から、また調査を開始しておりまして、その中では、今、■■■■で、幼鳥の確認をしておりますのでございます。ですので、この1月で確認しておりますので、昨年2022年に繁殖に成功して巣立った幼鳥ということで、こちらも認識はしております。

あともう一点、この審査会において何故というところではございましたけれども、とりあえずこの準備書というところで、審査をいただくというところがありましたので、新しい事例というところは、1回目の中では、控えさせていただいたところでございます。

（委員） 静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会でいただいていた昨年2022年の猛禽の出現状況の確認票があつて、その中で■■■■のペアの状況を探してみると、例えば3月と5月にディスプレイが行われていたとか、6月1日に警戒の声が聞こえたという記録が残っているんですけども、おそらく繁殖しているのではないかというような状況が見えていて、特にここの場所の調査地点がステーション10とか3あたりだと思うんですけど、人を増やして調査を強化してさらによく状況をつかんで、行動圏の解析につなげようというような調査の進め方はされてないんでしょうか。

（事業者） ■■■■については2022年度、今、委員がおっしゃったように、そ

ういった繁殖の傾向のある行動というところは、見れておりましたので、全体的な人数として散らばしていたところがありますが、やはりこの営巣場所というのが、範囲はだいたい絞れているんですけども、営巣木の確認が取れてないということもございまして、そういった意味合いでは、メインとしては、ステーション10を利用して、調査おりましたが、そのほかにも、移動で、踏査という形で、月の1回の1日分くらいが、人が入りながら実施をしてきたところではございます。

(委員) ということは、力を入れて、ここについては見てくれていたということですかね。住民意見の中に、30年近くここで見ているという地元の方から、ここでのクマタカの繁殖は何回も記録されているようだとお書きになっていたと思うんですけど、そういう重要な生息地であるということは認識できるのではないかと思うので、この後、■■■の件については申し上げたいと思っておりますが、明らかに今まで事業者がしてくださった調査の中からも、この重要性というのは見えていると思います。

そのことは引き続き後で申し上げたいと思いますが、前回の私の追加意見の7番についてお伺いしたいと思います。

(会長) 資料2ですね。右上資料2、2ページ目の質問番号7番、ミゾゴイの確認地点の話です。

(委員) ミゾゴイの経塚林道での確認記録なんですけど、既設道路になっていて■■■があることから、定期的に車の往来があるような環境だから、営巣適地ではないというようなお答えをいただいたんですけども、ここは、よく調べてみましたら2022年11月1日に現地調査で事業者に御案内いただいて、走行している場所だったんですね。車の往来があるということですけど林道で、そんなに頻繁に車が往来してもいなかったと思います。実は私、伊豆の方で繁殖を確認した場所というのを知っているところがあるんですけど、そこは車の往来が激しい道路の横の谷の中で繁殖しているようなところがあって、車の往来があるから適地ではないというお答えについてはすごく違和感がありました。環境から繁殖環境というのを予測するのは当然だと思うんですけども、決めつけるのはデータ解析においては禁物じゃないかと思うんですよね。ここ改変区域で、道路の拡幅があるところです。準備書の365ページに専門家Bの方が「ミゾゴイの確認記録が少ない」ということはお書きになっているんですよね。でも、御自分が見たところが記録にないならば大丈夫だろうみたいな書き方もされていますけれども、それでも保全措置の徹底をということも書いてくださっているんです。工事の時期を考慮するとか、工事への配慮をするということは、調査で

記録されているならば、ミゾゴイの希少性からいっても、再確認の意味が十分あるのではないかと思うんですけど、そのへんはいかがでしょうか。私ここはすごく気になります。

(事業者) ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり交通量等の関係でというところ、このような書き方をしておりますが、一概には言えないというところだとは思いますが、もう一度見直したいと思えます。ただ現道の改変区域にあたるというところは、あるわけですが、道路自体というところでは、先日、視察の時にも、通行した林道になりますけれども、あぁいったものが現在ある状態ですので、そういったものを利活用しながらの改変になっていくとは思っております。

あとは工事の配慮というところで、そのへんに関しましては、今ははっきりと言えないところがございますが、そういったところも含めながらの検討になってくるかと思っております。

あとは実際にこの間の現地調査で通行したような場所は、かなり尾根の上というようなイメージがあるんですけども、私の経験上では、あまり尾根上、上の方にミゾゴイが営巣しているというような経験がないものですから、そのあたりは委員の経験上でいかがなものでしょうか。

(委員) 車で走ったちょうどの地点は覚えてないんですけど、標高はどれくらいなんですかね、500mくらいですかね。

(事業者) 一番高いところで600mくらいです。

(委員) 私が見ていたところで標高800mというところは知っています。ですが、ミゾゴイの記録の場所が、道路上ではないんですよ。横の、沢のあるところという感じなので、そこらまで、だいぶ下から声が聞こえたとか、そういうことなのかもしれないですけど、結局、拡幅工事とかされると思うんですよ。部分的にしない場所もあったりするのかもしれないですけど、そこで繁殖しているとなるとやっぱり配慮は必要かと思えます。記録されたのがミゾゴイの調査ではなくて一般鳥類調査で歩いてらっしゃる方が記録されたということだったんですけど、周りの環境が谷地形で水があるところということですので、他に比べてその記録だけはとても目につきました。再確認していただけるなら、その時期に、調査に入る時に、一緒に見ていただくとか、その工事の時期がちょうど繁殖期に重なった場合、ずらしてくださいということではなくて、繁殖時期に重なりそうなら、気象協会なり、事業者なりの方で、確認していただけるような保全措置をしていただきたいと思います。

(事業者) ありがとうございます。場所的なところの、もう一度確認というところは、してまいりたいと思います。現地での、確認というところは、していきたいと思っております。どういう配慮になるかというところは、これから検討材料になるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) これ、ミゾゴイの位置付けというのは、事業者としてはどういうふうにお考えですか。

(事業者) 風力発電機自体を設置する場所については、ミゾゴイに関しては、影響ないとは言い切れないところはございますけれども、通常そこで繁殖している個体とかに関しては、ほぼ影響はないんじゃないかなという考えです。

(会長) というより、種の希少性の位置付けというのは。

(事業者) 希少性としては高いところではございます。ただ、その影響というところで見ると、ミゾゴイはなかなか高いところを飛翔しない、大きく、渡りの時の移動であるとかでは高いところを飛んでいると思うんですけども、通常、繁殖期に飛んでいるのを見る限りでは、尾根よりも低いところを、渡っていくようなところしか確認が取れない、あとは樹林内を飛んでいるんだろうというところを見ることしかないのです。

(会長) 以前、伊豆半島で、ミゾゴイのことを議論した時は、やはり非常に希少性が高いということで、単に一般調査の中で捉えるのではなくて、確かテープレコーダーや記録計を置いて、最初に確認できた沢、谷筋に、住んでいるかを確認をしたうえで影響がないかというような予測までやったんですが、今事業者としてはミゾゴイについては、そこまでやる必要はないというお考えですかね。

(事業者) 今回のアセスの調査の中でも、ミゾゴイということで、4月後半から5月にかけてよく鳴くんですけども、その時期にかけて夜間調査というのは実施しております。ただその中では鳴き声が聞こえなかったというところは、ございまして、一般調査の中でも、日中出てくることもありますし、餌取りで出てきておりますので、そういった今回の確認になっております。

(会長) 我々としては希少性は非常に高いと思っているので、影響がないならいい、小さいなら小さいでも構わないんですが、適切な時期に、しっかりとした調査をやっていただきたいということはお願いしたいと思います

(事業者) はい、ありがとうございます。

(委員) 続きをさせていただきます。私の追加意見の資料2のNo.13で、補足説明資料No.13として提出していただいた各ペアの行動圏の減少率というマップと表の方なんですけど、やっぱり■■■■の話になってくるんですけど、■■■は減少率が33.3%で、懸念される700haは切っていない、879.91haは残っている調査結果になっているんですけども、地図の方を見ていただくと、発電機がペアの行動圏にいくつも入っていて、それを避けたうえで、なおかつほかのペアとの行動圏で、利用できない部分を削ると、350haぐらしか残らないんじゃないかということなんです。事業実施区域よりも南側にも囲ってあるんですけども、ここは、あまり実際にトレースをみると利用してないですね。これは、大代林道の入口よりも、県道よりも南側のエリアが囲って、飛んでくことはあったかもしれないですけども、ほとんど利用してないんじゃないかと思います。ここって民家もあったり、私が行った時は茶畑とか、荒地が広がっていた記憶があるんですけど、保全策を検討していくにはやっぱり、それぞれいろんな角度から見て、それぞれのデータを検討していく必要があると思うんですね。なので、お示しいただいた数値だけでは、700haを確保できているから大丈夫と言えないんじゃないかと思うんですね。

そのクマタカの行動圏についてなんですけど、県の自然保護課からの意見が1回目の審査会時に配られているんですけど、今日は資料はないかもしれないんですけど、自然保護課の資料のNo.20の中に、御意見があって、事業者の見解もいただいているんですが、ペアの飛翔状況からクマタカの行動圏を推定したというお答があって、調査のデータを拝見させていただくと、クマタカの確認状況表ですけど、雄雌が不明だったり、個体識別をするには不正確なデータがいっぱいあって、そのエリアで見かけたものをペアとして記録しているのではないかなというのが懸念されて、厳密に個体識別を行えているという記録になっていないところが少し心配な事項なんですよね。中心域とか高利用域をちゃんと判断して評価するためには、調査と解析が、不足しているのではないかと思います。行動圏を推定したという根拠ですかね、客観性というのは、もう少し示していただけるとありがたいと思います。

(事業者) はい、ありがとうございます。まず、はじめに今回示しました補足説明資料No.13の面積について、確かに委員のおっしゃるとおり、両側に尾根の稜線がありまして、その上に風車が立つという形になりますので、大きく囲った行動圏の中に風車が位置するような形になっておりまして、風車を越えたところに、また行動圏があるというような配置になっているかと思っております。

もう一つ、隣接するペアとの行動圏になるんじゃないかというお話がございましたけども、行動圏というのは重なり合うものではないかと考えておりました、どうしても繁殖時期の雌であったり、そういうのは、非常に大きく飛んだりします。そういったところを見るともうほとんど2つぐらい先のペアのところまで飛んでいくこともございますし、なかなかこの現場では一点からそこまでずっと追い切れるような、見晴らしのいいところが少ないというところもあって、このようなくらいの程度、隣のペアの飛翔線までで留まっているところではございますが、そういった個体識別ができていないのではないかと、確かに2020年、あと2021年当初ぐらいのデータというのは、なかなか個体識別がとれていないところがございます、ペアとしての流域を飛んでいるものを含めた、それとそこから飛んでいったものであるとか、そういったところを含めた形で、不明なところについては、とってあるところでございます、できるだけ広めにとれるような、行動圏としては、そのペアに対して、広くとれるような考えで囲っておるつもりでございます。

あと当初、委員の言われた、八百数十haというのが今、出ているわけですが、実際のところは700haを切るのではないかと、流域に対してのことだと思っております。それに関しては確かに700haは切ってしまうとは我々も考えておりますが、実際にクマタカの飛翔状況を見る限りは、風車を回避するというところでは、クマタカは大変優れているのか、回っている時というのは、必ず回避して飛んでまいります。ただ一方の風車が止まっているという時になると、平気で風車の下を潜り抜けたりとか、そういった飛翔も見ておりますので、そういった状況も踏まえ、大きくこの風車があるせいで隣接するペアのところまでは飛んで行かないということまでは、考え切れないのかなと思っております、現状の行動圏として囲っておりますが、その範囲というところでは、利用していくのではないかと考えております。

(委員) 今の自然保護課のNo. 20の続きに、一番最後のところに、安全側に立った予測評価の検討に努めてまいりますというお言葉をいただいているんですけど、安全側に立った評価をするためにも、大丈夫という想定みたいなものを一度捨てていただいて、もう一度、今年やった調査とか、引き続きやっている調査から、保全策を検討するためにも、そのデータも見直していただいて、評価書を進める前にもう少しそのデータの精査をしてくださいたいと思います。その安全側に立ったという言葉を実行されることが重要だと思いますので、もう一度そのデータの見直しを、例えば、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会の場合でもやっていただけるとありがたいと思います。

それに引きつづいて同じクマタカのこと、自然保護課の意見の中でNo. 33というのがありまして、それへの御回答で、営巣状況について、確認された営巣

地の環境も含めた環境要因には営巣適地を解析した結果、改変区域は営巣適地は少ない結果となっています、だから準備書の評価は妥当です、ということなんですけれども、確かに風車設置場所というのは、点数が3とかということで、あまり最適な場所ではないというのが、ここ八高山周辺というのはスギの植林地がほとんどで、植生図を見ていただくと、準備書1/3の120ページとか、準備書2/3の1304ページとかに植生図が出ているんですけど、かなりスギ、ヒノキの植林地に覆われているわけですよ。例えば■■■■ペアの営巣中心域とか交流域にあたるのではないかと推測されるような場所って伐採跡地とかシイやカシ林などが混ざったような所が彼らの行動圏の中にあって、自然植生も8と高いランクになっているわけですよ。確かにそこから周辺に立つ予定になっている風車のところに、点数の高いところはないかもしれないんですけども、彼らの行動圏、先ほどの行動圏のマップから見ると、風車が入ってくるわけで、環境要因で営巣適地ではないと言われても、彼らはここを十分利用してて、環境要因の中にある彼らの営巣に向けた場所をうまく利用しているということなので、先ほどもあった安全側に立って評価したいということであれば、そのあたりのところももう少し丁寧に見ていただいて、今、繁殖が成功している場所って、しかも長い間成功してきた場所というのは、すごくやっぱり替えがたい場所だと思うんですよ。その場所に影響が出るような工事を行うのは、開発を行うのは、やはり何としても避けていただきたいなと、そういう姿勢で事業を行っていただきたいなと思います。ぜひ、これは検討していただきたい事項なんですけども、いかがでしょうか。

(事業者) はい、ありがとうございます。まず今、継続している調査というところでは、一番始めに委員からも出ましたけれども、今年ここでは、幼鳥がまた巣立っている、出ているというところもありますし、合わせた評価は、まず、また再度させていただく予定ではあります。もちろん評価書に関しては、評価書を作成する時期までにできた、実施中の調査結果を踏まえて、評価書では、そういった予測評価を整理させていただく予定ではあります。

(委員) 今のとこの続きですが、8カ所ある営巣地のうち、未営巣期の調査ができたというのは何カ所だとお考えですか。

(事業者) はい、それは全部のペアについて、2020年から実施した調査ではできていると、2020年の調査の際に、ほぼ7から8というところで、抑えながら調査結果は出したところでございます。2年目に関して7から8という一つの不明なところを絞っていかなければいけないということで、2021年はそういったところにも、調査員を配置しながら実施しております、その結果、今回の対

象事業実施区域に絡むようなペアが8ペアいるのかなというところで、今、継続的には調査しておるところでございます。

(委員) でしたら、データ量も膨大になってきていると思うので、やっぱり一つ一つ解析して、そこから読めるものがどんなものかというのを精査していく作業が多分、必要になってくるのではないかと思います。できましたらまた静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会で、もう少し具体的に。例えば、まだ2022年のデータに関して、検討会にかかってないと思うんですけど。

(事業者) いえ、検討会では、2022年8月までです。

(委員) まで検討されていきましたか。資料、いただきましたよね。はい、それに対する意見はまだ出ていなかったようなので評価書の間までに、もし検討委員会で検討していただけたということがあったなら、ありがたいと思います。

あと、渡りの件について意見を言わせていただこうと思います。自然保護課の意見書のNo. 27にあったんですけど御回答の中に「確認数としての差については調査の対象範囲が異なることがあると考えております」とあるんですけども、これは、どのように個体数の差につながるのか、具体的に教えていただけますか。

(事業者) はい、我々も、個体数の差という今回の調査と何を比較しているかというのは「住民意見の中で地元の方たちによる調査結果との差がある」ということでの自然保護課からの御質問だったと思んですけども、ただ地元の方たちがどれぐらいの幅でやられているのかといったところがお示しいただけてない部分があったので、我々としては、この対象事業実施区域の辺りは東から西に、主に渡りの移動があるというふうに考えておりますので、あまり南や北に行っても配置というのは、とっていないところではございます。この遠州東部に関しては、南北に、縦長の区域になっておりますが、そこを囲むように6地点、配置して、調査を実施したところでございます。

ただ静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会の有識者からは、この辺りだと南北に15kmから20kmぐらいの幅でその渡りがあるんじゃないかというような御意見もいただいておりますので、そう考えますと、現状この対象事業実施区域、南北に長くみて8kmぐらいのところではございますので、半分程度の、半分以下ぐらいしか今回の調査では、捉え切れてないんじゃないかというところで、そのような回答をさせていただいたところでございます。

(委員) 事業予定地から異なった飛行ルートを通過しているということ、つまり

幅広く取られて調査されたからということなんですけど、その根拠というか観察記録は、あるんですかね。異なった飛行ルートを通しているという…つまり住民の方から、配慮書でも3件かな、方法書でも3件かな、準備書も4件ぐらい、一般住民の方から、サシバの渡りルートについての観察記録ですとか、御意見をたくさんいただいているんですけど、それと事業者がされた調査ルートと数がこれだけ違うのは、事業予定地から異なった飛行ルートを皆さんが調査されているのではないですかというのであれば、事業者の観察記録というか、そう思われる根拠というのは、その飛行ルートに幅があって、事業者が飛翔ルートを捕捉できなかったということはないですか。

(事業者) それはあると思います。

(委員) あると思うとは。

(事業者) 南北に広ければ、なかなか主要ルートというのは、多分、渡りですので、種というのが年によって、天候によっても違うと思いますし、なかなか捉えきれないところではありますけれども、実際にホームページ等でデータとして挙がってくるのは、ここよりもさらに東側の静岡市内の北側にある林道で調査されている結果だとは思っておりますけども、その結果からみても、住民の方から出してもらっているその数値とはかなり差があるようなところが見受けられまして、弊社ではこのアセスの中では、毎日の調査というのは、しておりませんので、かなりの数、秋に特にサシバの移動が多いということで、できるだけ日数は入れたつもりではございますが、なかなかこう地元の方と同様に調査しきれないところも数の違いではあるかなと思いますし、ただ実際に調査した年度ですね、静岡市でのデータとの比較をすると、わりと静岡市の出ているピークがいくつも出てきますけども、そういったところにはわりと合うような形で、静岡市でも数が多いときには、やはりこの現地でも数が多くなっているというようなところは、見受けられました。ただやはり、同じ数ではなくて、やはり少ない数ではありまして、それを考えると、実際、ここがメインのルートかもしれないんですが、そういった面では、まだ別にもいろいろなルートがあるんじゃないかなというところを考えているところです。

(委員) でも、そうなると、小鳥ってそんなに遠くまで見えませんよね。300とかあって、ちょっと調査データを見させていただいたら、調査地点6ヶ所の平均間隔が3kmぐらいあるということなので、この間を通する小鳥とかサシバは3kmでは見えませんよね、どのように把握して、この事業エリアでの影響が少ないと、おっしゃるのがすごい疑問です。それで、昼間、渡る小鳥の把握は、

例えばヒヨドリとメジロがずば抜けて多いですよ。調査記録に見やすかったというのも多分あると思うんですけど、把握ができたとおっしゃる根拠は何なのか。エリアの中の、その年によって、ピークになる時期も場所も多少広いところなら違うのかもしれないんですけど、風車の周りで調査もされてないですよ。なので、風車のような高い位置はあまり使わないからという分析もあったかもしれないんですけど、それを元にした年間衝突数の算出というの、予測評価で妥当なのかという不安もあります。

(事業者) そうですね。先ほどから申し訳ありませんでした。今、ずっとサシバを考えてお話をさせていただいていました。静岡市の林道というところも、猛禽類のデータですので、基本的にはサシバのお話をさせていただいたところだったんですけども、小鳥類に関しては、確かに委員が言われるとおり、ヒヨドリとかメジロといったところで、非常に多くなっていると思います。かなりの大きさの塊で飛ぶというところもありますし、見やすい飛び方というところもあるかなとは思いますが、他の小鳥類に関しては、昼間というよりも夜間、日没後の数時間とか、日の出前の数時間とよく言われますけども、そういった時期での飛翔ではないかなと考えてはおるところでございます。また、その夜間に関して、今回も渡り鳥調査の際には、日の出前から配置について、なるだけ鳴き声等で、確認できればということで調査しておりましたけれども、やはり数的なところでは、少なかったかとは考えております。

ただ夜間の小鳥類の飛翔は、環境省の結果から、比較的レーダー調査等で、日中飛ぶのは低いけども夜間は高いところを飛んでいるというような結果が出ておりましたので、まずそういった面を考えますと、こういったところでも、風車よりも高くを飛翔するのではと考えております。

あと、先ほど、渡り鳥は高いところは飛ばないと、おっしゃられたと思うんですけど、多分その記載については、日中、飛ぶ小鳥類に関しては、ピークであるとか尖がったところを飛ばずに、なるべく飛翔ルートの的に低く飛べるような、鞍部になるような峠の部分を狙って、飛んでいくというようなつもりで書いた文章だと思っております。

(会長) ありがとうございます。時間がだいぶなくなってきたので、残りの質問は委員の方からまた整理していただいて、事業者の方に伝えてください。

(委員) すみません、一つだけ追加させていただいていいですか。サシバをはじめ、猛禽類の渡り調査の数が十分ではないということは、事業者もおっしゃってくださっているんですけども、それは追加調査として例えば評価書が出るまでの間に、今期秋に、やっていただくということはできないでしょうか。次回まで

に御検討いただければいいかと思っておりますので、お願いします。

(事業者) わかりました。検討させていただきます。

(会長) はい、ありがとうございます。手が挙がっているので、委員、お願いします。

(委員) 特にクマタカに関しては詳細なレポートを改めて出していただきたいと思っております。この質問書に対する回答というものではなくて、きっちりしたペーパーとして、提出をしていただきたいと思っております。資料2の別添資料Q13にペアの行動圏が示された地図がありますけれども、これを見るだけでも、まずこれだけ観察される場所の貴重さというのを事業者はどう評価するかというところから始まって、それから最外郭をおそらく結んだであろう推定ホームレンジの影響が小さいとはとても思えないんですね。これを小さいと言い切った回答の根拠をレポートとして、別添、改めて3月の審査会までに提出していただきたいと思っております。以上です。どうも失礼いたしました。

(会長) はい、ありがとうございます。時間もないので、私からも1つか2つだけ、確認させてほしいです。いただいていた資料の各ペアの行動圏の減少率がありますよね。その、■■■ペアを出してほしいです。すみません、市民感覚で事業者にお聞きしたいです。この図面を見ていただいて、青で囲まれたところが■■■ペアというところの行動圏です。赤い点が、風力発電機が置かれる場所です。それで、そのネズミ色のところが風力発電機から半径500mの範囲です。この赤い点とこのネズミ色の所がこの青く囲まれた部分の33%に相当するんです。これをもって影響が小さいというふうに、本当に思えるのでしょうか。最初に感覚的な話をして申し訳ないですが、これを見て影響が小さいというふうに、思われるというのは、どう見ても納得がいかないです。

それで、文章の中では、これこれの保全措置をとるので、影響が低減されるというふうに書いてありますけれども、通常クマタカとか猛禽類が出た時の事業者がとるべき保全対策って、これだけではないですよね。本来でしたら繁殖期は工事期間から外すとか、雛が見つかった場合には育雛期は工事期間から外すとか、そういうことが事業者が行える努力の範疇なんですよ。今ここに書いてある保全措置というのは、別にそれは努力ということではなくて通常の話だけなんです。あまりにも一般論なんですよ。そうではなくて、■■■ペアはこうである、■■■ペアはこうである、■■ペアはこうである、というのを一つ一つ、しっかり予測をしていただいて、影響があるとみなされるから、その影響の程度に応じて保全措置をとるわけですよ。こういう保全措置をとるから、影響が軽減され

る、もしくは低減されるわけです。そういう影響の予測とか評価をしっかりする前に一般論としてこういうことに配慮するから影響が低減されるというふうには、論理的にはならないんじゃないかと思います。

まずは、しっかりと影響の予測と評価をしていただいて、それが大きい小さいというのがそれぞれのペアごとにあって、従って非常に大きなところについてはこれだけの大きな保全措置を考えるんだ、これだけ小さいところは、そこまで考えなくてもいいけどこれくらいは事業者としてしっかりできるんだというのを表現していただいたうえで、その結果として、影響が低減されるとか、回避されるとか、ということだと思えるんですよ。そのプロセスが、今この準備書にはないんですよ。ですから予測衝突回数というのは、この中にも書きましたけども、水質調査とか大気汚染には、優れた予測式があって、その予測式に当てはめた結果の数字が出ますよね、それがこの予測衝突回数なんですよ。通常はそこに大気汚染だったら環境基準があり、水質基準があってそれに照らした時に、影響が大きい小さいの判断をするんですけど、今は0.05とかという目安しかなくて、それ以外に基準がないから、出来ないのは承知していますけども、だから文章でしっかりとその部分を予測と評価をしてほしいんですよ。多分、予測衝突回数がいくつだったからといって、ただ数値が大きい小さいだけで、それがどういう意味があるかこの準備書の中では、わからないじゃないですか。小さいから意味がないとも思わないし、だからその辺のことをしっかりと書いていただかないと、多分、よくわからないです。なぜこれで総合的に見た時に「影響が小さい」というふうにお書きになっているのかがわからない。ぜひ、その御理解をいただきたいと思います。

(事業者) はい、貴重な御意見ありがとうございます。事業者として、評価に対する整理の建付け方法というんですかね、そこを一回考えさせていただいて、御期待に添えるかどうかちょっと別にして、整理の方法をもう一回見直しした形でお示しできるようにします。

(会長) はい、ぜひ、お示してください。

(事業者) 一番最初に言われたように、「この図を見て事業者は、どう思われますか」「大丈夫だよ」と簡単に言えるんですか」とそういうところかと思ったので、単純にこれだけ見ると「だいぶ彼らが生息しているところが狭くなっていく可能性の方が高いよね」というのが見てとれるかと思います。私どもほかの案件でもやらせていただいていますけれども、クマタカに特化して言うと、工事に関して非常に馴れやすい鳥ということもあって、工事を営巣のところから、遠くから、やっていって工事に慣れてもらうとか、営巣時期については当然工事を止

めるとか、いろんな対策を打つこともありますので、そこについてもその建てつけを整理する中で、もう一回、見直しさせていただきたいと思います。

(会長) はい、静岡県内の猛禽類の保護についても、いろんなことを実はやっているんですよ。例えば作業する人の制服、日ごろの制服はみんな合わせて馴れさせるとかですね、そういうところまで考えてやっているんですよ。もしくは餌場がなくなるんだったら、ちゃんと事業地内で餌場を確保するような、植生の整備をするとかですね、巣をつくる場所がないんだったら森をちゃんと整備して事業地内で巣が作れるような森を整備するとかですね、色んなことが実は既に事例としてあるので、そういうことについての情報は既にお持ちだと思うんですね。ですからその中でどこまでできる、どこまでできないというのをしっかり検討させていただく必要があると思います。

(事業者) 貴重な御意見ありがとうございます。

(会長) ぜひ、よろしく願いいたします。他にございませんか。

(委員) おそれ入ります。景観、ずいぶん整理されているんですが、やはり若干ちょっと違和感のある文言があるので、追加で資料を提出させていただきたいと思います。よろしく願いします。

(会長) すみません。長時間にわたって御審議いただきましたけれども、いくつかぜひ、我々としては、次回が最後の審査会になりまして、そのあとはもう評価書しか見ることができないんですね。我々がお願いしたことを事業者としてどこまでしっかり御検討いただけるのかというのは、次回が最後の機会になりますので、今日、出たいろんな課題や検討する事項についてはぜひ、御検討をいただいて次回の委員会の時にまた御報告いただければありがたいです。

どうぞよろしく願いいたします。

では本日の質疑応答はここまでといたします。長時間にわたりましてありがとうございます。

委員の皆様はもう少しお待ちください。あと10分ほど、御検討いただきたいと思いますことがあります。

(事務局) それでは、御審議ありがとうございます。いただきました御意見等につきましても、また事業者様の資料提出もあると思いますので、調整のうえ、次回の審査会で御提示できるように準備させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3 その他

(事務局) ここで一点、御報告事項ございます。資料4に基づきまして環境影響評価条例の対象となる風力発電事業の規模要件見直しについて御報告させていただきます。

資料4については昨年12月にアセス審査会の皆様に意見照会させていただいた際のものとなりますので、途中までは端的に説明させていただきます。

スライド1ページにありますとおり現在、法改正後の法と条例の規模要件の関係はこの表のとおりとなっております、本県の条例は現状で改正法を補完しており、移行期間後も法対象外事業は条例アセスで手続をとることになるため、現在も不具合は発生しておりません。

次の要件改正の考え方については、スライド2ページのとおりでございますが、3つ目の三角のとおり、国では風力発電事業の規模要件について、規模が大きく著しい環境影響のおそれがある事業の範囲について、ほかの対象事業との公平性との観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して設定することが適切、という議論の方向性となりました。

続いてスライド3ページですが、他の事業と同様に、面積規模で考えることとなりまして、風力発電事業については50haに相当する出力をおよそ50,000kW対象事業であると確認がされております。

スライド4ページになりますが、とはいえ、立地の状況についても考えなくてはならないため、国の方では継続検討課題として、①より幅広いスクリーニングでの導入、②簡易なアセスメント手続きの導入、この2つについて本年度中に結論を得ることとしております。

さて、ここで本県の実情といたしましてスライド5ページにありますとおり、先ほども申し上げましたが法改正後は県条例の解釈上、第1種事業の範囲が拡大され、改正法を補完する形となっております、この考え方に沿った運用がなされております。

またスライド6ページですが、昨年7月ごろに県内市町へアンケートを実施させていただき、規模要件に関する考え方と風力発電施設の現状を確認いたしました。

スライド7ページ、8ページにアンケート結果をとりまとめさせていただきましたが、法改正を踏まえた風力発電事業の規模要件について「現状のままでよい」「またわからない」とする市町が90%以上を占めており、また県内においては現状の規模要件でも苦情等の問題発生があり、小規模な開発でもカバーする現状の運用が望ましいとする実情がわかりました。スライド8ページに苦情が寄せられた施設規模とその内容がまとめております。

スライド9ページ、10ページについては、全国の状況です。スライド10ペー

ジに全国の対応状況をまとめております。風力発電所をアセス対象とする 34 道府県のうち 28 道府県が法改正後も規模要件を引き上げず現状維持とする状況であります。

スライド 11 ページからは、アセス審査会委員への意見照会についての結果を取りまとめております。昨年 12 月末から先月末にかけて意見照会を実施させていただきまして、下記のとおり御意見をいただいております。

合計 8 名の委員より御回答がございまして、委員からの御意見としては、風力発電所の規模要件について、苦情の発生状況や地域住民への影響を慎重に検討する必要があり、据え置き、現状維持とする県の方針は妥当である傾向ということとございました。

スライド 13 ページからは、委員からの御質問に対して補足させていただいております。現在の 2 種事業のうち、知事判断でアセスを行わせる案件は、どの程度でしょうかという御質問がありましたが、お答えといたしましては、届け出にあった条例 2 種事業は下記の 4 件でございまして、いずれもアセス不要の判定をしております。なお判定にあたっては静岡県環境影響評価条例施行規則第 6 条に基づき、静岡県環境影響評価技術指針に定める判定基準により、個別に照合の上、関係市町意見やアセス審査会委員の意見を踏まえるなどして、アセス可否を判定しております。

またスライド 14 ページですが、委員から条例の第 2 種事業に当たる、1,000 から 7,500 kW の事業については、アセスの可否を国または県が判定とあります。これはどういった基準でアセスの可否を決めているのでしょうか、との御質問がありました。お答えといたしましては、技術指針を抜粋してお示ししておりますが、それぞれの項目につきまして、規模にかかわらず、個別、具体的な内容について、ケース・バイ・ケースでアセスの可否を判定しております。例えば(2)のAの汚染物質が滞留しやすい水域であるとか、学校や病院、住居が集合している地域ではないのか、野生生物の重要な生息地または生育地ではないのか、そういった内容について、個別に照合して、アセスの可否を判定しております。

最後になりますがスライド 17 ページです。これまでのいろいろ確認をさせていただきまして、本県の方針については現状維持ということをご報告させていただきます。これは県内市町へのアンケート結果、他県の状況、そして今回、アセス委員からの御意見の傾向を総合的に判断した結果でございます。

以上、御報告となります。

4 閉会

(事務局) 報告事項は以上となります。

それでは事務局からの連絡です。今後の審査会は引き続きウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書の審議、また答申の調整をお願いいた

します。次回は3月14日（火）に開催する予定としております。また改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和4年度第7回静岡県環境影響評価審査会を閉会いたします。長い時間ありがとうございました。